

著作権	判決年月日	令和7年8月28日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和7年(ネ)第10015号		

著作権者の許諾を得ることなく、大量の漫画を掲載して無料で公開するウェブサイトにつき、当該ウェブサイトに表示された広告に係る広告料を得ていた会社が、漫画の掲載行為（公衆送信権侵害行為）を行ったとして、当該会社の取締役に対し、会社法429条1項に基づく損害賠償責任が認められた事例

(事件類型) 損害賠償請求 (結論) 原判決変更

(関連条文) 会社法429条1項、著作権法114条1項

(原判決) 東京地方裁判所令和4年(ワ)第70097号

判決要旨

1 事案の要旨

本件は、漫画家であるXら（控訴人）が、Y（被控訴人）に対し、Y又はYが代表者兼取締役として登記されているA社（米国法人）が、ウェブサイト（全6サイト）に、Xらの著作物である漫画（全14作品）を許諾なく掲載し（以下「本件掲載行為」という。）、Xらの著作権（公衆送信権）を侵害したと主張して、民法709条及び会社法429条1項に基づき、総額1320万円の損害賠償を求めた事案である。

原審は、Y又はA社が本件掲載行為をしたとは認めるに足りず、仮にA社が本件掲載行為に関与していたとしても、Yは、本件掲載行為当時、A社の業務に関与していた、あるいは業務執行状況や会計状況等を把握していたとは認められないから、取締役の職務を行うについて悪意又は重大な過失があったとはいえないとして、Xらの請求をいずれも棄却したため、Xらが控訴を提起した。

本判決は、次のとおり判断して、原判決の一部を変更し、XらのYに対する損害賠償請求の一部を認容した。

2 会社法429条1項に基づく責任の有無について

上記ウェブサイトは、同人誌に収録された漫画等1万作品超を掲載して無料で公開し、いずれも同一のトラッキングID（ウェブサイトの訪問者数及びその属性を調査解析するために、ウェブサイトの運営者によって埋め込まれる識別子）が埋め込まれ、同一の広告代理店による広告が掲載されていたことから、大量の漫画を無料で公開し、サイトの訪問者を増やすことによって、より高い広告料収入を得る目的で開設・運営されていたと推認することができる。そうすると、これらのサイトに掲載された広告に係る広告料収入を得ていた者は、その開設・運営に深く関与していたと推認できるところ、A社は、令和3年以降、この広告料収入を得ていた

と認められる。Yは、A社の唯一の取締役として、その業務状況を把握し得る立場にあったのであるから、A社に上記ウェブサイトに係る広告料が送金されていた理由が、仮にA社が同ウェブサイトの開設・運営に関与していたこと以外にあるのであれば、それを主張・立証することが可能な立場にあるといえ、それにもかかわらず、何らこれを主張・立証していないのであるから、A社が上記ウェブサイトの開設・運営に深く関与していたとの推認は妨げられない。したがって、A社は、自ら、あるいは第三者と共に謀して、本件掲載行為を行ったと認めるのが相当である。

Yが、A社による本件掲載行為（公衆送信権侵害行為）を防止する措置を何ら講じなかつたことは、取締役としての任務懈怠に当たる。また、Yが、A社の多額の広告料収入につき、その広告掲載先である上記ウェブサイトを調査しなかつたとすれば、少なくとも重大な過失が認められる。したがって、Yは、会社法429条1項に基づき、Xらに対し、損害賠償義務を負う。

3 著作権法114条1項に基づく損害の算定について

著作権法114条1項1号が定める「侵害者が行った侵害組成公衆送信を公衆が受信して作成した著作物（中略）の複製物」（侵害受信複製物）とは、その文言上、受信者が公衆送信された電磁データをダウンロードして作成した複製物を意味すると解するのが相当であり、受信者が公衆送信された電磁データを閲覧するのみでは、複製物を作成したということはできない。上記ウェブサイトは、掲載された漫画を閲覧する際に、これをダウンロードする仕組みを備えておらず、Xらの漫画がダウンロードされた事実は認め難い。

一方、当該著作物に係る電磁データを、公衆が望むときにつけても受信して閲覧できる状態で公衆送信することは、公衆にとって、当該電磁データをダウンロードして手元に置くことと大差のない状況を作出し、著作権者による正規品の販売を阻害する点で、当該電磁データの複製物が作成された場合と変わることはない。これに加え、同法114条の趣旨が、著作権者による損害額の立証の負担の軽減を図る点にあることからすれば、同条を類推適用して、当該著作物が掲載されたウェブページの閲覧数等の一定割合をもって「侵害受信複製物」の数量とすることができると解するのが相当である。

本件については、各漫画作品の総閲覧数の5%、あるいは各漫画作品の「マイページ」登録数の10%をもって、「侵害受信複製物」の数量と認めるのが相当である。

以上